

【延命保育園 重要事項説明書】

保育の提供の開始に当たり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 運営主体

- ・法人名称 宗教法人 延命寺
- ・法人所在地 姫路市御国野町御着 954-2
- ・法人代表者氏名 代表役員 茂渡 恵仙

2 施設等の概要

- ・施設種別 保育所型認定こども園
- ・名称 延命保育園
- ・所在地 姫路市御国野町御着 954-2
- ・電話番号、FAX 番号 TEL 079-252-0733 FAX 079-252-2691
- ・管理者職名及び氏名 園長 茂渡 恵順
- ・認可年月 昭和 35 年 12 月 5 日～令和 4 年 3 月 31 日(保育所として)
令和 4 年 4 月 1 日～(保育所型認定こども園として)
- ・本書最新更新日 令和 6 年 2 月 1 日

3 教育・保育等の内容、施設の詳細

- ・施設の開所時間 7 時 00 分 ～ 19 時 00 分
- ・施設の利用定員 定員 105 名(1号認定 15 人 2号認定 57 人 3号認定 33 人)

【1号認定子どもの教育を提供する日・時間・提供を行わない日・時間】

1号認定子どもの教育を提供する日は、月曜日から金曜日までとする。

ただし、その週数は毎学年 39 週を下回らないものとする。

2 前項本文にかかわらず、教育の提供を行わない日を次のとおり別に定める。

(1)春休みは 3 月 26 日～4 月 6 日まで(12 日間)

(2)夏休みは 8 月 6 日～8 月 19 日まで(14 日間)

(3)冬休みは 12 月 26 日～1 月 6 日まで(12 日間)

※ただし年度によって多少前後する。

3 1号認定子どもの教育を提供する時間は、原則として、9時から16時までとする。

ただし、それ以外の時間帯において、保護者の希望により預かりが必要な場合は、7時から9時、16時から18時までの範囲内で、一時預かり（預かり保育）を提供する。

【2号認定及び3号認定子どもの保育を提供する日・提供を行わない日・時間】

当園における保育を提供する日は月曜日から土曜日までとする。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び国民の祝祭日を除く。

2 当園における開園時間は7時から19時までとする。保育を提供する時間は、保育標準時間認定を受けた園児については7時から18時までの範囲内で、保育短時間認定を受けた園児については8時から16時までの範囲内で保護者が保育を必要とする時間とする。ただし、保護者の就労時間その他家庭の状況等により、やむを得ない場合はこの限りではない。19時までの範囲内で、時間外保育（延長保育）を提供する。

【運営方針】

一人ひとりの子どもの最善の利益を考慮し、地域になくってはならない福祉施設となる事を
目指し、一人ひとりの子どもの育ちを支え又保護者の子育てを支える。

【教育・保育理念】

感謝と慈愛の心を育む

～見えないものを大切に作る保育～

【全体の教育・保育目標】

仏教保育の精神に基づいて

- ・祖先を敬い物事に感謝する心を養う
- ・集団生活を通じ、自主自立・慈愛の精神を培う
- ・常に環境を良くし、心身の健全強化に務める

～自分の思いを伝え、元気で明るく、思いやりのある子どもに育てます～

【子どもの教育・保育目標】

- 0歳児 安心出来る環境・保育教諭との関係の下で、個々の生活リズムを整え、基本的な生活習慣になれる。
- 1歳児 安心出来る環境・保育教諭との関係の下で、基本的な生活習慣に慣れ、自分で行おうとする意欲や気持ちを育てる。
- 2歳児 保育教諭や、お友だちと関わる中で、自分の思いを言葉にしたり、基本的な生活習慣を身につけて自主性を養い、いろいろな経験を通して心を豊かにする。
- 3歳児 基本的な生活習慣を身につけ、保育教諭や友だちと関わりながら感情や想像を豊かにし、集団としての行動が出来るようにする。
- 4歳児 保育教諭や、お友だちと関わりを深め、遊びの経験を広げていき、身近な自然に親しんで興味や関心をもち、感じたことを自分なりに表現する。
- 5歳児 様々な経験をし、思考力、自立心を養い、文字や社会事象などへの関心を深め、就学への意欲や期待へ繋げる。一つの目標に向かって活動し、達成感や充実感を味わえるようにする。

上記目標を達成するため、保育所保育指針及び、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、教育・保育の内容に関する全体的な計画及び指導計画を編成し、小学校教育への円滑な接続に配慮した教育・保育を提供するものとする。

【給食・おやつおよびアレルギー対応について】

給食は園内の調理室で調理を行い、提供します。おやつは、午後と夜の延長保育時に提供します。(乳児についてはこれに加え午前中に1回提供します)

また、アレルギー対応に関しては、医師の診断書に基づいて適切に対応いたします。

※医師の診断書のない、嗜好およびご家庭の方針による個別の食事対応は出来かねます。

※新たにアレルギーが発覚した場合、速やかに園にご報告ください。

【敷地面積・園庭面積・各室面積合計等】

敷地面積	1065.06 m ²		
園庭面積	376.79 m ²		
砂場	13.07 m ²		
各室面積合計	431.73 m ²		
内訳…保育室 4 室	214.83 m ²	乳児室	76.4 m ²
給食室	34.91 m ²	事務室	26.61 m ²
その他	78.98 m ²		

【設 備】

トイレ	乳児用 2 ヶ所・幼児用 大 10 ヶ所 小 10 ヶ所
沐浴設備	1 ヶ所(乳児室内)
その他設備	冷暖房、シャワー設備

【年間行事予定】

詳細は「園のしおり」をご参照ください。

4 保育料等および集金方法について

【保育料について】

3号認定児童の保育料は、姫路市の利用者負担額表（保育料算定表）によります。
市外の方は各市町村の決める額とします。

【諸費について】※毎月、諸費として以下の項目を徴収させていただきます。

絵本代…370 円/月～430 円/月程度

給食費…1号認定児童 5,200 円/月(主食費 800 円、副食費 4,400 円)※8 月のみ半額請求

2号認定児童 6,500 円/月(主食費 1,000 円、副食費 5,500 円)

※3号認定児童に関しては、行政からの給付費に含まれるので徴収いたしません。

※給食費について日割り計算はいたしません。

【各種教室の利用料について】

・水泳教室（NSI 姫路スイミングスクール）

当園の 4,5 歳児を対象として、正課保育時間内にて、就学時におけるプールへのスムーズな順応を促すことを目的に、NSI 姫路スイミングスクールにて、年間 12 回(月 1 回程度)、水泳教室を提供します。

参加については希望者のみとし、別途申込用紙にてお申し込みいただきます。

・課外体操教室（GS スポーツクラブ）

当園では、保育園負担にて正課教育・保育時間内に体操教室の提供を行っておりますが、通常以上の教育・保育の質の向上の一環として、課外にてサービスを提供しております。

参加については希望者のみとし、別途申込用紙にてお申し込みいただきます。

※上記教室の利用料等、詳細につきましては申込時に配布しておりますご案内文をご確認ください。

【預かり保育・延長保育について】

やむを得ない理由により、支給認定における教育・保育必要量の範囲を超えて施設を利用する場合、当該支給認定に係る園児に対し、必要最低限の範囲内において、預かり保育および延長保育を提供いたします。利用時間・料金については「園のしおり」をご確認ください。

【その他の費用について】

・その他必要な費用に関しては、都度、別途申込書にてご注文、お申込みいただきます。

【集金方法と領収書について】

・保育料、給食費、諸費、各種教室の利用料、預かり・延長保育料、その他必要な費用等の集金につきましてはICTシステム「コドモン」を通じて口座振替いたします。内訳については、コドモンアプリよりご確認ください。

・月末締め翌月引落(毎月20日頃)にて、口座振替いたします。

※万が一、現金集金することがあった場合は、**必ず保護者が直接職員に手渡ししてください。**

※領収書については、口座振替を除いて発行いたします。

※口座振替については1件につき96円の振替手数料を保護者の皆様にご負担いただきます。

なお、兄弟姉妹がいらっしゃる場合、アプリ登録の際に兄弟姉妹登録かつ各お子様を同一口座で登録をされれば、一回の振替で全員分の引落が可能となり、1件分の手数料で済みます。登録方法の詳細は『コドモンアプリのご案内』をご参照ください。

【施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について】

・当園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定子どもの公定価格の額から、各支給認定保護者の利用者負担額を減じた額となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが個別に園までお問い合わせください。

5 職員の体制

・職種別の職員の数

園長・・・・・・・・・・・・・・・・・・1人

副園長・・・・・・・・・・・・・・・・・・1人

主幹・副主幹保育教諭・・・・・・・・・・1人以上

保育教諭および保育士・・・・・・・・・・14人以上

主幹栄養士・栄養士(調理員)・・・・・・・・・・2人以上

事務長(事務員)・・・・・・・・・・・・・・・・・・1人以上

嘱託医・・・・・・・・・・・・・・・・・・2人(うち1人は歯科医)

・正規職員の勤務時間帯(シフト制)

① 7:00~16:00 ② 8:00~17:00 ③ 9:00~18:00 ④ 10:00~19:00

6 嘱託医・嘱託歯科医

・嘱託医 山田こどもクリニック 山田 一仁

・嘱託歯科医 井上歯科医院 井上 亮太郎

7 健康診断の実施

- ・内科健診：全年齢対象に年2回（4月と10月）実施します。
- ・歯科健診：全年齢対象年1回（6月）
- ・身体測定：毎月1回、身長・体重の測定を行います。測定結果は連絡ノートに記載します。

8 苦情等の相談窓口(詳細は「園のしおり」をご参照下さい)

・相談窓口

窓口担当者：主幹保育教諭 河合 智恵子
責任者：園長 茂渡 恵順
連絡先：079-252-0733

・第三者委員

民生児童委員御国野校区代表 ひろおか 廣岡 いさむ 勇 連絡先:079-252-6470
民生主任児童委員 たけうち 竹内 かおる 薫 連絡先:079-253-6477

9 保護者の皆様にご加入いただく保険

独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」にご加入いただきます。

※「災害共済給付制度」とは、独立行政法人日本スポーツ振興センターと保育園の設置者との契約（災害共済給付契約）により、園の管理下における児童等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行うものです。その運営に要する経費を国、園の設置者及び保護者（同意確認後）の三者で負担する互助共済制度です。この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度のため、次のような特色があります。

【災害共済給付制度の特色】

- ・低い掛金で、厚い給付が行われます。
- ・園の責任の有無にかかわらず、給付の対象となります。
- ・園の責任において提供した食物によるO-157等の食中毒、熱中症やいわゆる突然死も給付の対象となります。

【保護者負担金】

- ・保険代 250円
- ・保険代（要保護児童※） 30円

※要保護児童とは、生活保護法による保護を受けている世帯の児童を指します。

10 当園が加入している保険

当園では、万が一の事態に備え、公益社団法人全国私立保育園連盟（略称：全私保連）が運営する『ほいくのほけん』に加入しております。保護者の皆様にご負担金の請求はございません。

《ほいくのほけんの概要》

相手方への賠償のための
園賠償責任保険
(施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険)

+

園児のケガの補償のための
園児団体傷害保険



《 ほいくのほけん 》

園賠償責任保険
(施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険)

園等に法律上の損害賠償責任(園の施設の欠陥や管理の不備、および業務中の監督不注意等)が発生した場合によって生じた事故について、園が園児や第三者に対して支払う損害賠償金や諸費用を補償する保険。

施設賠償責任保険

記名被保険者(当園)が所有、使用または管理する園施設や保育業務の遂行に起因に対する保険。

(例) 保育中に、園児が振り回したおもちゃが他の園児にぶつかり、ケガをしてしまった…など

生産物賠償責任保険

記名被保険者(当園)が園内で提供した生産物(飲食物等)や保育業務の結果に起因に対する保険。

(例) 提供した給食で食中毒が発生し、園児が入院することになってしまった…など。

園児団体傷害保険

園児が通園途中、および園内もしくは園の管理下においてケガをした場合を補償する保険。園側の賠償責任の有無にかかわらず補償できます。前述した日本スポーツ振興センターからの給付金に関係なく補償・支給されます。

【補償額の内容】

園賠償責任保険	【施設賠償】 対人：1名につき10億円 1事故につき10億円 対物：1事故につき1,000万円 【生産物賠償】 対人：1名につき10億円 1事故につき10億円 対物：1事故1,000万円
園児団体傷害保険	死亡・後遺障害 250万円 入院(1日あたり) 3,000円 通院(1日あたり) 2,000円

11 保育園での服装について

当園では、0,1,2歳児は私服生活、3,4,5歳児から、登降園は制服、園生活では体操服(半袖長袖上下)で過ごしていただきます。詳細は「園のしおり」の「服装について」をご参照ください。

12 送迎について

事前連絡なく、保護者(親権者または後見人)以外の方がお迎えに来られた場合、児童の安全の観点から、ご親族であっても、保護者に確認がとれるまでお待ち頂きます。
保護者以外の方がお迎えに来られる場合は、必ず連絡帳又はお電話にて事前にご連絡ください。
また、未成年者による送迎は、登園・降園に関わらずお受けできません。

13 非常災害時の対応

火災や大規模な地震などの非常災害の場合は、別途定められた避難マニュアルに従い、迅速に園児を避難させます。指定の避難所、緊急連絡先は下記の通りとなります。

災害時の避難場所	姫路市御国野小学校または御国野公民館
緊急連絡先	延命保育園：079-252-0733 携帯：090-8199-5188

14 休園について

甚大な災害が起こりえる可能性（警戒レベル3以上等）があるとき、園長判断により休園とする場合があります。

15 個人情報について

当園は、個人情報について、別添1【延命保育園における個人情報保護の方針】に基づき、適切な個人情報の保護・運用に努めます。また、特定教育・保育の提供に際し、その使用が必要となった場合には、下記内容・目的にご同意いただき、必要最低限にて使用いたします。(同意書は別途ご用意しております)

《同意事項》

1 個人情報の使用目的

個人情報を以下の目的のために使用します。なお、提供された個人情報を適切に管理し、これ以外の目的には使用しません

- (1) 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、修了に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有する
- (2) 転園する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行う
- (3) 緊急時において、病院その他の関係機関等に対し必要な情報提供を行う
- (4) その他、「延命保育園における個人情報保護の方針」第2条・第3条に定めること

16 保育の配信・施設掲示について

当園では、園の日常風景や園児の日頃の姿をお伝えし、教育・保育活動をより充実させるための一環として、定期的に園の玄関横の掲示板にて、園児の写真の掲示、Facebook・Instagramへの投稿、および動画配信をする場合があります。

園内掲示については加工処理なく掲示しますが、Facebook・Instagramでの投稿は、園児の個人情報保護の為、お顔が見えないよう処理をし、動画配信に関しては、パスワード等を設定し、当園保護者のみが閲覧可能にします。

実施にあたって以下の内容にご同意いただきます。(同意書は別途ご用意しております)

《同意事項》

- ① 掲示・投稿・配信される映像・画像の一切を、個人・家族内での視聴・閲覧以外の目的に利用しません。
- ② 掲示・投稿・配信される映像・画像の一切を、ご家族以外の第三者、およびSNS等のインターネット上に公開するなど、個人情報を流出させることはしません。
- ③ 施設コード等のパスワードを無断で第三者に伝えません。
※動画配信は、園専用の施設コード等のパスワードを知っている在園児の保護者のみが閲覧できる環境で行います。施設コード等は他言せず、取り扱いには、くれぐれもご注意ください。
- ④ 動画配信について、画面収録（スマホのスクリーンショット・録画）を行いません。
※画面収録はせず、都度、再生してご視聴ください。

17 その他留意事項

適宜変更、連絡事項はその都度、お手紙や掲示でお知らせ・ご連絡致します。

※「重要事項説明書」は、ご家庭で大切に保管ください。

別添 1【延命保育園における個人情報保護の方針】

宗教法人 延命寺 延命保育園

宗教法人延命寺 延命保育園は、園児および保護者・家庭に関わる個人情報の取り扱いについて、『個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)』(以下、『個人情報保護法』と呼ぶ)および関連法令等を遵守し、下記の方針に基づいて個人情報の保護に努めることを宣言します。

(基本理念)

1. 延命保育園では、『個人情報保護法』第 3 条において「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」とされていることを踏まえて、個人情報を取り扱うすべての者が、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取り扱いを図ることとします。

(個人情報の利用目的)

2. 延命保育園では、保護者より口頭もしくは文書により提供を受けて得た個人情報、または日々の保育業務を通して得た個人情報を、『児童福祉法』および厚生労働省編『保育所保育指針』が示している保育所保育の円滑な実施以外の目的で使用することはありません。

(個人情報の第三者への提供)

3. 延命保育園では、『個人情報保護法』第 23 条に規定されている下の各号に該当する場合を除いて、保護者の同意を得ないで第三者に個人情報(個人データ)を提供することはありません。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(個人情報の管理)

4. 延命保育園は、利用する個人情報(個人データ)を正確かつ最新に保つよう努めるとともに、漏洩(ろうえい)、滅失、または毀損(きそん)の防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。また、利用目的を失した個人情報については、法令等に定めのあるものを除き、確実かつ速やかに消去するものとします。

(個人情報の開示・訂正・利用停止・消去)

5. 延命保育園は、保護者がその子ども、その家庭および自身の個人情報(個人データ)の開示・訂正・利用停止・消去を求める権利を有していることを十分認識し、個人情報相談窓口(担当責任者：延命保育園 園長 茂渡恵順)を設置して、これらの要求ある場合には、法令に従って速やかに対応します。なお、苦情等の個人情報についても、適正に対応します。

(個人情報保護体制の継続的改善)

6. 延命保育園は、この「延命保育園における個人情報保護の方針」を実行するため、職場内研修・教育の機会を通じて全職員に周知徹底させて実行し、かつまた、継続的に改善することによって常に最良の状態を維持します。

【附 則】保護者とは、原則、児童の親権者および後見人を指します。